

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和05年 6月 22日

福島県知事

殿

提出者

住 所 福島県会津若松市扇町128-7

氏 名 三菱マテリアル株式会社 若松製作所  
製作所長 工藤英弥

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0242-22-7111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

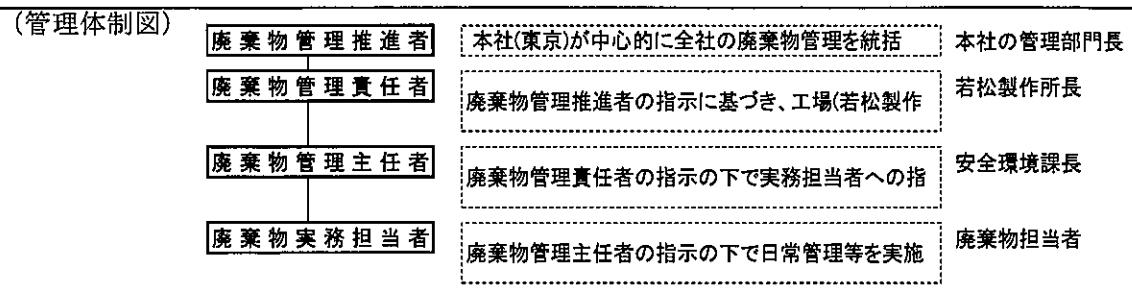
事業場の名称	三菱マテリアル株式会社 若松製作所
事業場の所在地	福島県会津若松市扇町128-7
計画期間	令和05年4月1日から令和06年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	中分類 非鉄金属製造業		
	小分類 非鉄金属・銅合金圧延業		
	昨年度の製品出荷金額 75,068,386千円 (若松製作所)		
	従業員数 486人 (令和5年3月末 現在)		
	発生場所 めつき設備 洗浄設備 集じん装置 診療所 脱脂設備	種類 廃酸 強アルカリ 強酸(有害) 強酸 ばいじん(有害) 感染性廃棄物 引火性廃油	中間処理 中和処理 混合処理 脱水処理 焼却処理 還元焙燒・焼却 焼却処理 (サーマルリサイクル)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（R04年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（R04 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
自ら特別管理産業廃棄物の再生利用を行なっていない。		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
自ら特別管理産業廃棄物の再生利用を行なわない。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（R04 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を行なっていない。		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
自ら特別管理産業廃棄物の中間処理を行なわない。		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（R04 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		自ら特別管理産業廃棄物の埋立処分を行なっていない。	
		【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		自ら特別管理産業廃棄物の埋立処分を行なわない。	

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（R04 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
(これまでに実施した取組)		別紙の通り	

## (第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
②計画		全処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
		優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
		再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
		認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組)				
別紙の通り				
		【前年度( R04 年度)実績】		
電子情報処理組織の使用に する事項		特 別 管 理 产 業 廉 捨 物 排 出 量	154.13	t (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)
(今後実施する予定の取組)				
特になし。 (電子マニフェストに完全に切り替え済み。)				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 【前年度（R04 年度）実績】

		特別管理産業廃棄物の種類 pH 2. 0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	pH 2. 0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油 pH 1.2. 5以上の廃アルカリ	燃えやすい廃油 pH 1.2. 5以上の廃アルカリ	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	感染性廃物
①現状	排出量	28.713 t	32.13 t	84.08 t	1.679 t	7.52 t	0.01 t
(これまでに実施した取組) 一次受けピットを活用し、製作所内の処理(廃酸処理設備での処理)を実施。							
<b>【目標】</b>							
②計画	特別管理産業廃棄物の種類 pH 2. 0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	pH 2. 0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油 pH 1.2. 5以上の廃アルカリ	燃えやすい廃油 pH 1.2. 5以上の廃アルカリ	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	感染性廃物
(今後実施する予定の取組) 上記を継続実施。							
<b>特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</b>							
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	水又は他の液体の混入防止により、減量化を図る。	水又は他の液体の混入防止による容量削減を図る。	特になし	水の混入防止 分別保管の徹底	感染性廃物以外の 混入防止を徹底。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記を継続実施。	上記を継続実施。	特になし	上記を継続実施。	上記を継続実施。	

(第4面・第5面)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
【前年度（R04 年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類 pH 2.0 以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	pH 2.0 以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	pH 1.2. 5以上の廃アルカリ	燃えやすい廃油	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	感染性廃棄物
①現状	全處理委託量 優良認定処理業者への委託量 再生利用業者への委託量 認定熱回収業者への委託量 認定熱回収業者以外の業者への委託量	28.713 t 28.713 t 28.713 t 0 t 0 t	32.13 t 13.22 t 32.13 t 0 t 0 t	84.08 t 34.68 t 49.4 t 0 t 0 t	1.679 t 1.679 t 0.289 t 0 t 1.39 t	7.52 t 7.52 t 0 t 0 t 0 t
	(これまでに実施した取組)	再資源化する優良業者への委託を継続実施。	再資源化する優良業者への委託を継続実施。	再資源化する優良業者への委託を継続実施。	コスト面を含めて処分先変更是実施困難な為に適正処分(優良認定業者へのスマルチサイクル)を継続実施。	優良認定業者への委託を継続実施。
【目標】						
②計画	特別管理産業廃棄物の種類 pH 2.0 以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	pH 2.0 以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	pH 1.2. 5以上の廃アルカリ	燃えやすい廃油	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	感染性廃棄物
	全處理委託量 優良認定処理業者への委託量 再生利用業者への委託量 認定熱回収業者への委託量 認定熱回収業者以外の業者への委託量	26 t 26 t 26 t 0 t 0 t	29 t 12 t 29 t 0 t 0 t	76 t 31 t 44 t 0 t 0 t	2 t 2 t 0 t 0 t 1 t	7 t 7 t 0 t 0 t 0 t
	(今後実施する予定の取組)	上記を継続実施。	上記を継続実施。	上記を継続実施。	上記を継続実施。	上記を継続実施。